

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

<b>処分の概要</b>	研修室等の利用許可の取消し等					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町歴史みらい館管理運営規則 第7条第3項					
<b>例 規 番 号</b>	平成6年教育委員会規則第8号					
<b>【基準】</b>						
<p>第7条第3項及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(研修室等の利用)</p> <p>第7条 第2条第1項第8号に規定する事業を行うため、研修室又は町民ギャラリー(以下「研修室等」という。)を利用しようとする者は、館長に利用許可申請書(様式第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 館長は、次の各号にあてはまるときは、研修室等の利用を承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歴史みらい館の事業と目的を異にする利用</li> <li>(2) 風紀を乱し秩序を乱す利用</li> <li>(3) 営利を目的とする利用</li> <li>(4) 管理上支障がある利用</li> </ul> <p>3 館長は、前項の規定に従わない場合は、利用を停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			